

市民の皆様におわび申し上げます

平成26年6月に開会予定の丸亀市議会6月定例会は、出席議員が定足数に達せず、延会(実質流会)となりました。

これは4月25日の臨時会で可決された「議長不信任の動議」を巡って議会が混乱する中、議会運営委員会を中心に議会の正常化に向け努力してきたにもかかわらず、収拾に至らなかったためです。

今回の事態は議会全体の問題であり、市民の皆様から負託を受けた議員として、誠に申し訳なく思っており、心よりおわび申し上げます。

このような場合、行政の円滑な運営が妨げられ、混乱に陥り、行政が停滞することを避けるため、地方自治法に「専決処分」という制度が設けられています。

専決処分とは、議会の決定すべき事件を長が処分することができる制度であり、市民の皆様にご迷惑をお掛けすることのないよう、6月定例会で提案予定であった議案は市長が専決処分を行いました。

今後、一刻も早い市議会の正常化に向け、精一杯努力してまいりますので、よろしくお願いたします。